

## 第三号研修 募集要項

### 1 目的

この規程は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）、「（通知）社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日付け社援発1111第1号）及び「（通知）喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日付け社援発0330第43号）に基づき、「一定の研修」を受けた介護職員等については、特別養護老人ホーム等の施設や在宅等において、医師の指示、看護師等の連携の下において、喀痰吸引等に関する知識や技能を習得した上で、安全かつ確に実施することができる介護職員等を養成するため、(株)プラスエヌが行う喀痰吸引等研修（第三号研修）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 研修機関の名称及び所在地等

研修機関の名称	訪問看護リハビリステーションクローバー高崎
研修機関法人名	株式会社 プラスエヌ
研修機関所在地	高崎市八千代町1丁目17-15
研修機関連絡先	027-381-8197

### 3 研修課程

訪問看護リハビリステーションクローバー高崎が行う研修は、次のとおりとする。

[第三号研修]

特定の者を対象とする課程で、履修する医行為は以下の行為のいずれか又は以下の行為の任意による組合せによるものとする。

ア 喀痰吸引（口腔内）

- ・咽頭の手前までを限度とする。（以下、イにおいて同じ。）
- ・人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修を含まない。（以下、イ及びウにおいて同じ。）

イ 喀痰吸引（鼻腔内）

ウ 喀痰吸引（気管カニューレ内）

エ 経管栄養（胃ろう又は腸ろう）

- ・状態確認は、看護職員が行う。

オ 経管栄養（経鼻経管栄養）

- ・経管栄養チューブの挿入状態の確認は、看護職員が行う。

### 4 受講資格及び定員

#### (1) 受講資格

受講者は、次に掲げる要件を原則として満たす者とする。

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所生活介護、有料老人ホーム、訪問介護・通所介護事業所、障害者支援施設等に勤務（従事）している介護職員等

イ 介護福祉士又は介護若しくは障害者支援の経験が1年以上有する者

ウ 所属する施設・事業所又は同法人内の施設・事業所等（以下、「自施設等」という。）で実地研修が可能な者（自施設等に医行為を必要とする利用者がいることに加え、指導者講

- 習を修了した実地研修指導者（指導看護師）から指導を受けることが可能な者）
- エ 実地研修の実施に関して、利用者又はその家族等から同意を得られること
- オ 実地研修に関して、配置医又は自施設等と連携している医師、主治医から了承を受けられること
- カ 本研修の全カリキュラムを受講することができる者
- キ 高崎市・安中市及びその近郊地域に住所がある者又は高崎市・安中市及びその近郊地域に所在する事業所に勤務している者

(2) 募集定員

1回の定員は、5人とし、年2回実施する。

5 実施期間

受講者の募集期間及び研修実施期間は、下記のとおりとする。

	募集期間	研修実施期間		
		講義	演習	実地研修
第1回	10月1日～31日	12月	翌年1月	2月
第2回	4月1日～30日	6月	7月	8月

※具体的なカリキュラム等の実施要項（募集要項）は、別途、「12 研修委員会の設置」で定める研修委員会（以下、単に「研修委員会」という。）で決定する。

6 実施場所

(1) 講義

講義は、原則として 訪問看護リハビリステーションクローバー高崎 で行う。

(2) 演習

演習は、原則として 訪問看護リハビリステーションクローバー高崎 で行う。

(3) 実地研修

実地研修は、実地研修機関で実施することとし、原則として自施設等で実施する。ただし、自施設等で実施することができない場合は、訪問看護リハビリステーションクローバー高崎が紹介する実施研修施設・事業所で行うことができる。

なお、自施設等で実施する場合は、訪問看護リハビリステーションクローバー高崎における研修委員会で策定した安全指針等に基づき実施できる施設であることを確認した上で、実地研修の実施を認める。

7 実施方法

(1) 講義

講義は、原則として2日間、開講時間は9時00分から12時30分とし、あらかじめ定めたカリキュラムに沿ったもので行う。

(2) 筆記試験

筆記試験は、講義修了後の翌日から1か月以内に実施するものとし、試験日 10 日前までに、受講者に試験日を通知する。

なお、筆記試験の内容は、客観式問題（四肢択一）とし、出題数 20 問、試験時間 30 分とする。筆記試験の詳細は、研修委員会で定める。

(3) 演習

1回の演習は、原則として2日間、開講時間は9時00分から17時00分の実施とする。

演習は、1回5人で実施し、1グループあたりの受講者数は5人以内とし、1グループに対し1人以上の演習指導講師を配置し、指導及び評価を実施するものとする。

(4) 実地研修

実地研修は、「6 (3) 実地研修」に規定する実地研修機関において実施するものとし、指導及び評価は、原則として、実地研修を行う施設等の実地研修指導講師が実施するものとし、その研修の実施にあたる体制整備及び研修の修了の確認は、実地研修指導講師が行うものとする。

(5) 使用テキスト等

講義、演習に使用するテキスト及び研修に要する機器は、研修委員会で決定したものを使用する。

8 受講料

(1) 受講料金 (税込)

区分	料金		
基本研修 (講義)	20,000 円 (テキスト代含む)		
基本研修 (筆記試験)	上記に含む。		
基本研修 (演習)	10,000 円		
実地研修	行為の内容	自施設等の場合	紹介施設等の場合
	口腔内の喀痰吸引	10,000 円	-
	鼻腔内の喀痰吸引	10,000 円	-
	気管カニューレ内の 喀痰吸引	10,000 円	-
	胃ろう又は腸ろうに よる経管栄養	10,000 円	-
	経鼻経管栄養	10,000 円	-
事務手数料等	5,000 円 ※全研修課程に係る損害保険料を含む。		
補講 (筆記試験不合格者)	5,000 円 ※筆記試験の再受験料を含む。		

※「-」は、料金が発生しない。

※「紹介施設等の場合」は、別途、行為ごとに紹介手数料が発生する。

(2) 徴収方法及び返還に関する規定

ア 受講料は、受講決定後に所定の期日までに研修課程に係る所定の金額を振り込むものとする。

イ 受講料の支払いを受けた場合は、受講者に対し領収書を交付するものとする。

ウ 支払いを受けた受講料は、原則として返還しないものとする。

ただし、8 (1) に記載する基本研修 (講義)、基本研修 (筆記試験)、基本研修 (演習)、実地研修のそれぞれの区分において、やむを得ず研修を中断又は終了する場合は、研修途中のものを除き、以降の区分の受講料は返還できるものとする。

エ 応募者が定員に満たない等、また、災害発生時や非常配備発動時などの場合の事由により研修を中止する場合には、支払いを受けた受講料は全額返還する。

(3) 受講料免除に関する規定

ア 「9 (2) 免除科目の確認方法」において免除が確認された場合は、研修受講料の一部を免除する。

イ その他、訪問看護リハビリステーションクローバー高崎の 所長 が認める必要な場合

は、研修受講料の一部を免除することができる。

(4) 実施研修機関の紹介に関する規定

訪問看護リハビリステーションクローバー高崎は、自施設等で実地研修を実施できない場合には、別途紹介料を徴して紹介することができる。

## 9 受講者募集及び受講手続き

(1) 受講者募集及び決定の方法

ア 周知方法

訪問看護リハビリステーションクローバー高崎のホームページへの掲載及び関係団体、近隣の介護保険施設及び障害者支援施設等への通知により、広く周知を図る。

イ 受講資格の確認

提出された受講申込書に基づき、書面又は聞き取りにより受講資格の確認を行うものとする。

ウ 受講者選定の方法

定員を超える申し込みがあった場合は、次の優先事項を考慮し、選考を行うものとする。

[ 優先事項 ]

- ・ 喀痰吸引及び経管栄養の利用者の多い施設（事業所）からの申込者を優先
- ・ 自ら所属する法人の施設での実地研修が可能な申込者を優先
- ・ 同じ施設（事業所）からの申込者は原則1名とする。

エ 受講可否の通知

受講の可否については、本人あてにその結果を書面により通知するものとする。

オ 受講決定の取消し

受講申込の際に申告した書類に虚偽の記載があった場合には、受講の決定を取り消す。

(2) 免除科目の確認方法

ア 免除科目

免除科目は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号社会・援護局長通知）第5の2の（4）に基づき行う。

ただし、基本研修を免除する者であっても、喀痰吸引等の実地研修において、手技等の統一を図るため、基本研修（演習）からの受講を要するものとする。

イ 免除科目の申請方法

受講申込書の提出の際に、申出書により申請をする。

ウ 免除科目の確認方法

イの申出書とともに、認定特定行為業務従事者認定証の写し及び研修修了証又は受講証明書等の写しを提出させることにより、確認を行うものとする。

## 10 基本研修及び実地研修の修了評価方法

(1) 基本研修（講義）の修了評価方法

所定のカリキュラムを全て受講した者が筆記試験を受験できるものとし、研修委員会で策定した筆記試験の総正解率が9割以上のものを合格とする。

(2) 基本研修（演習）の修了評価方法

演習指導者による評価を実施し、習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば修了認定を行うものとする。

### (3) 実地研修の修了評価方法

実地研修指導者による評価を実施し、受講したものが習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば修了認定を行うものとする。

### (4) 遅刻、早退、欠席の取扱い

講義、演習に関し、遅刻、早退、欠席があった場合には、当該科目の修了は認めないものとし、再度その科目について研修を受講するものとする。

## 11 補講の実施方法

筆記試験を不合格となった者のうち、総正解率7割以上の者に対し、補講を行うこととする。補講は、計3時間以上とし、研修講師又は研修委員会で検討した内容について講義を行うものとする。

補講の修了を認めた者に対し、筆記試験を再度実施する。

## 12 申込書類

- ・喀痰吸引等研修受講申込書
- ・4×3 顔写真1枚裏面に名前記入（喀痰吸引等研修受講申込書1枚添付）
- ・資格証明書の写し

※研修の一部免除対象者は修了証明書の写し

## 13 申込方法

上記の申込書類を施設・事業所ごとにとりまとめ、下記窓口まで郵送もしくはご持参下さい。  
（受付時間 平日8:30～17:30まで）

【窓口】〒370-0861 群馬県高崎市八千代町17-15 田島ビル103

訪問看護リハビリステーション クローバー高崎

## 14 選考方法

次の選考基準に基づき、受講者を選定します。

### 【選考基準】

- ・受講定員を上回る申込みがあった際は、喀痰吸引及び経営栄養の利用栄養の利用者の多い施設からの申込者を優先する。

## 15 選考結果の通知とその後の手続き

申込みをされた方には、受講決定もしくは不決定の通知を随時送付します。なお、電話による決定・不決定についての問い合わせには一切応じません。ご了承ください。

受講決定通知には、併せて「受講の手引き」を送付します。その手引きに従って受講料を指定された期間内に銀行振り込みによりご入金ください。

## 16 受講料以外の費用

実習着	動きやすい恰好、白の運動靴（清潔な物） 各自ご準備下さい。
駐車場	指定した駐車場をご利用下さい。申込者に個別に伝えます。
その他	文具・飲食は各自の負担となります。

## 17 個人情報の取扱い

申込みをされた方の個人情報は、個人の権利利益を侵害することの内容、この研修の目的以下では使用しません。また、情報の漏えい、第三者への提供がないよう管理いたします。